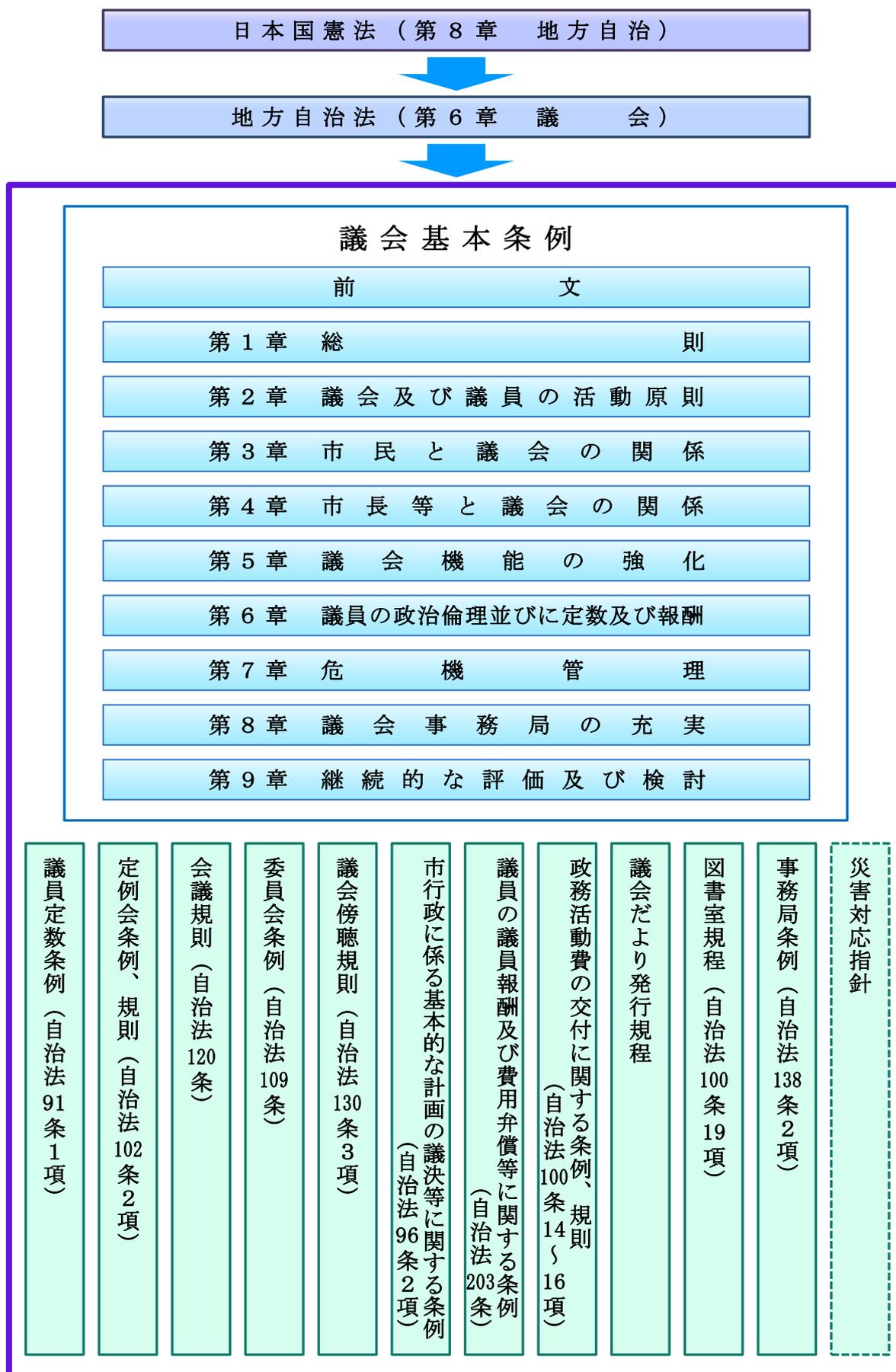


大船渡市議会基本条例 及び逐条解説

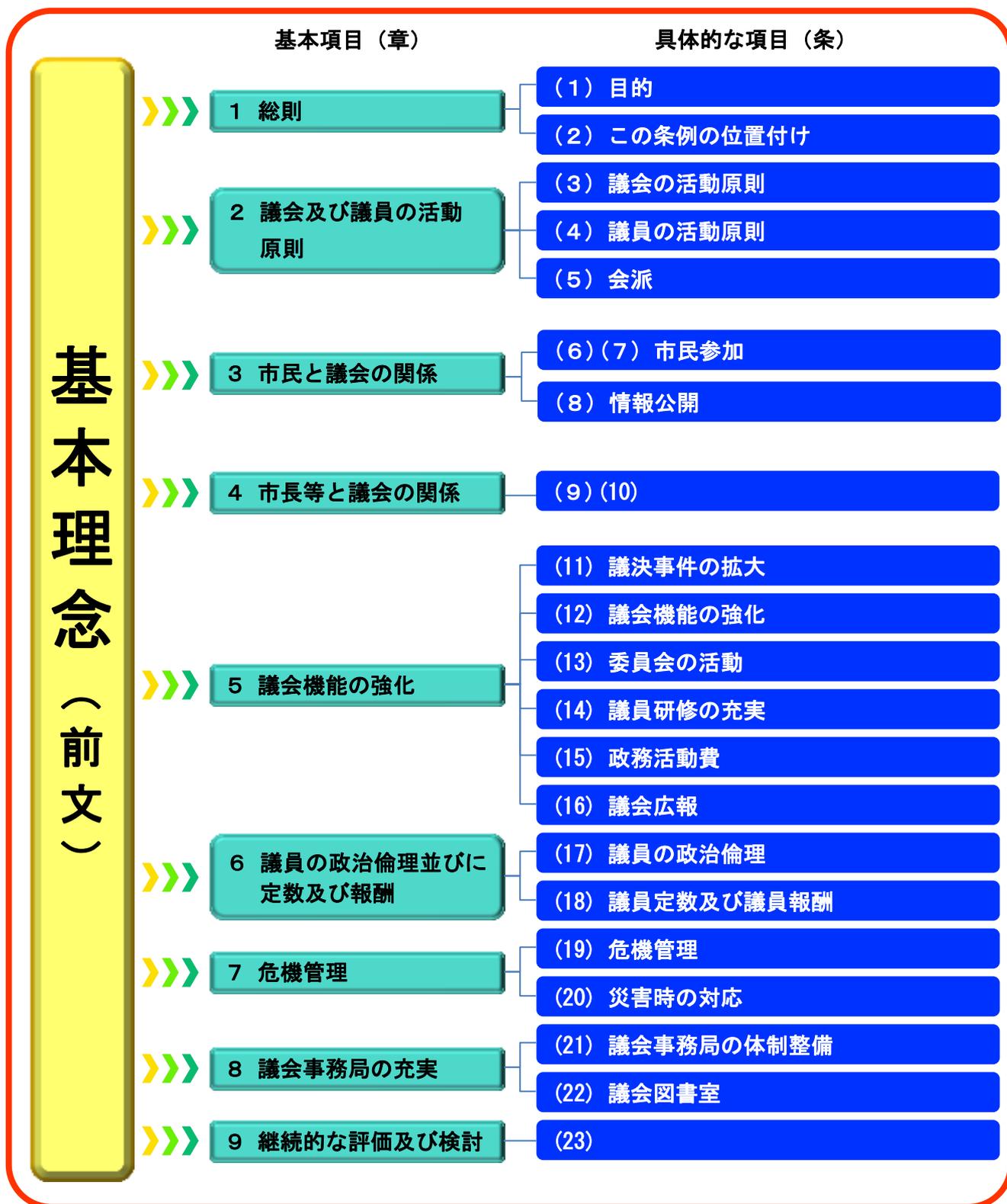
平成 28 年 12 月
大 船 渡 市 議 会

大船渡市議会 関係例規の体系図	1
議会基本条例の構成図	2
条文及び逐条解説	3

■ 大船渡市議会関係例規の体系図



■ 議会基本条例の構成図



改革の視点

市民福祉の増進

- ・ 持続可能なまちづくりを目指す議会
- ・ 市民に寄り添う議会
- ・ 課題解決に立ち向かう議会
- ・ 会議体の効率化(ダウンサイジング)
- ・ 市民が議会をチェックする仕組み
- ・ 震災の風化防止

大船渡市議会基本条例

前文

大船渡市は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波によって甚大な被害を受けた。大船渡市議会は、震災からの復興や当市を取り巻く諸課題を解決するため、市民の視点に立った市政運営の実現を図ることを目的に、その責務を自覚し、議会活動を通じてその役割を果たしていくことを市民に宣言する。

震災以前から当市では、人口の減少や少子高齢化、市内経済の低迷、県内陸部との交通アクセス等が大きな課題となっていた。今後は、自治体間競争が活発化し自主的な取組や自己決定が更に求められることから、二元代表制の一翼を担う機関として、市議会は、積極的に政策提言や政策立案を行い市民の負託に応え、持続可能な地域社会として当市を次世代へ引き継ぐ使命を自覚し活動を行う。

そのために市議会は、市民に寄り添い、市民目線で市政運営を行い、合議体である議会としての権能を最大限発揮することが必要であり、市長等の監視及び政策の評価を行うことや、市民の多様な意見を反映できる議会を築くことが重要である。

したがって本議会は、目指すべき地方議会の姿を示し市民とともに歩むため、議会の活動理念、議員の責務及び活動原則、積極的な情報の公開などの議会の基本事項を定めた大船渡市議会基本条例を制定する。

【趣旨】

前文は、大船渡市議会基本条例を制定する背景や目指すべき議会に向けた活動を行うことを明らかにしたものです。

【説明】

大船渡市議会は、合議体としての権能を最大限発揮し、直接選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う議事機関として市政の諸課題解決に向けた議会活動を行うことを明らかにするため、この条例を制定するものです。

議会は、今後の地域づくりのために多様な意見を市政に反映させる機関であり、市民、市及び議会は協働で地域経営を行う必要があります。このことから、持続可能な大船渡市を築き次世代に引き継ぐことがわれわれの使命であることを自覚し、東日本大震災からの復興をいち早く成し遂げ、人口減少等の震災以前からの多くの課題を解決するため、議会が不断の努力を続けることを市民に約束するものです。

したがって、執行機関との緊張関係を維持しながら具体的提言を行うこと、議員間で自由に討議を行うこと、行政機関との積極的な討議を行うこと、市民に対して議会の情報を積極的に公開すること、議員自ら資質の向上に努めること、議会活動への市民参加等についてこの条例に定め議会活動を実践するものです。

大船渡市議会基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務並びに議会が担うべき役割を果たすための基本的な事項を定めることにより、持続可能で安心して暮らせるまちづくりの実現に適切に対応する議会運営を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、「持続可能で安心して暮らせるまちづくり」の実現のために議会が担う役割及び議員に係る基本事項を明らかにし、この条例の最終的な目的が市民福祉の増進のためにあることを確認したものです。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例を議会における最高規範と位置付け、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、その理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】

本条は、この条例を大船渡市議会の最も基本的な取り決めとし、議会に関する他の条例や規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例との整合を図り、条例の理念を損なうことのないようにすることを定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努めるとともに、議会として積極的に政策形成を行うこと。
- (2) 自由な討議を通じて、論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (3) 適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (4) 積極的な情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の諸活動を説明する責任を果たすこと。
- (5) 公正で透明な議会運営に努めるとともに、議会の信頼性を高めるため、継続

して改革に取り組むこと。

【解説】

本条は、議会の活動原則を明らかにしています。

第1号では、市民参加を通じて議会が市民の多様な意見を把握するとともに、議会として積極的に政策形成を行うことで、市民の意見を市政に反映させていくことを規定しています。

第2号では、議会運営の過程で、自由討議を踏まえて合意形成に努めていくことを定めています。ここでは、議会の審議が市民の多様な意見を反映したものとなるよう、市民の代表者である議員が政策の論点や争点を活発な討議によって明らかにし、合意を導いていく姿勢を表しています。

第3号では、二元代表制の趣旨を踏まえて、大船渡市における適切な行政運営を確保するために、議会が行政を監視・評価していくことを定めています。

第4号では、議会のさまざまな取組について、市民に対して積極的な情報公開を図ることで、議会における意思決定過程の透明性を確保するとともに、説明責任を果たしていくという議会の姿勢を定めています。

具体的な手法については、市議会は、議会の会議における市民の傍聴を広く呼びかけるとともに、会議録を作成し市民に公開します。また、インターネット中継で議場での審議の様子を公開するとともに、議会の行うさまざまな活動について「ホームページ」、「広報紙」、「議会及び市民が情報や意見を交換する機会」等を通じて、積極的に説明責任を果たします。

第5号では、議会が公正で透明な議会運営に努め、市民に信頼される議会を目指して、改革に継続的に取り組んでいくことを定めています。



「議会として積極的に政策形成を行う」とは、地方自治法で認められた持てる議会の権限を十分に発揮する他、請願・陳情の審査、第13条に規定する委員会における調査事項の本会議での報告や条例・意見書・決議の発議等を意味します。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に政策提案を行うこと。

大船渡市議会基本条例

- (2) 自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (3) 議会が議論の場であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

【解説】

本条は、議員の活動原則を明らかにしています。

第1号では、議員が市民の代表者として、市民の声を市政に反映させていくために、市が直面している課題とそれに対する市民の多様な意見を的確に把握することに努め、積極的に政策を提案していくことを定めています。

第2号では、より市民に信頼されるよう議員が自己研鑽に努めるとともに、常に誠実かつ公正に議員としての職務を果たすことを定めています。

第3号では、議員相互の自由討議を尊重することを定めています。議会が複数の市民の代表者によって構成される合議体であることから、議会の意思決定においては、十分な議論に基づく合意形成が求められます。より良い合意形成を図っていくために、議員は議会が合議制機関であることの意義を十分に認識し、各議員の多様な意見を尊重しながら、自由な討議を尊重していくことが求められます。

第4号では、議員が議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指していくことを定めています。本条例の目的である「市民福祉の増進」の実現のために、各議員は特定の地域や一部の市民に限定することなく、市民全体の利益を考えて活動していくことを定めています。

議員は、市民の代表として市議会を構成し、市政の重要な意思決定を担っています。近年の自治体行政の多様化や専門化にともない、市議会が審議する事項もまた複雑化しています。そのため、議会の活動は更なる充実が求められており、議員の果たすべき役割もより一層重要なものとなってきています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、議会の政策形成に資するための調査研究を行うとともに、必要に応じて会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

本条は、市議会内における会派について定めています。

会派は、政策に関する調査研究などを通じて議会の審議の充実に資するだけでなく、会派間の調整によって円滑な議会運営に資するという側面もあり、議会において重要な役割を果たしています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第6条 議会は、市民の議会活動に参加する機会の確保に努め、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用を努めるものとする。

【解説】

本条は、市民の議会活動へ参加する機会を確保し、市民の意見を審査や政策等へ反映させるため、地方自治法第115条の2に規定されている参考人制度や公聴会制度を積極的に活用することで、市民の専門的・政策的な識見を議会における討議に反映させるよう努めることを定めています。

[参考] 地方自治法

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第7条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、誠実かつ適切に審査を行うものとする。

2 議会は、前項の審査に当たっては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、請願及び陳情の取扱いについて定めています。

請願及び陳情を市民による政策提案として捉え、その審査にあたっては紹介議員や

大船渡市議会基本条例

提出者の説明を聴く機会を適切に設けるなど、真摯に取り組んでいきます。

[参考] 地方自治法第 124 条

普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。



○「請願」とは

地方自治法第 124 条に規定されているもので、請願しようとする者は、議員の紹介によって請願書を提出することができる制度のことをいいます。

○「陳情」とは

請願とは異なり、議員の紹介を必要とせずに議会及び市長等に適切な措置を要望することをいいます。

(情報公開)

第 8 条 議会は、会議を原則公開し、説明責任を果たすとともに、市民と議会が情報及び意見を交換する機会を多様に設けるものとする。

【解説】

本条は、法定の会議における、表決に至るまでの審議過程や政策立案過程における意思決定プロセスを積極的に公開するよう努めるとともに、常任委員会や特別委員会等において、市民や各種団体と意見交換を積極的に行うことを定めています。

第 4 章 市長等と議会の関係

第 9 条 二代表制の一翼を担う議会は、市長及び執行機関の長（以下「市長等」という。）との間において常に緊張関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

- 2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため反問することができる。

【解説】

本条は、市長と議会は二代表制のもと対等な関係にあり、住民自治を充実させるため市政課題や政策等をめぐって適度な緊張関係を保ち、相互の理解と協力に基づい

て、事務執行の監視、評価を行うことを定めています。

第2項では、本会議での議論の論点及び争点を明確にするため、市長等との質疑応答を一問一答方式で行うことができることを定めています。具体的には、平成28年第1回定例会から、一般質問の再質問において、市民にとって分かりやすい議論となるよう一問一答方式を導入しています。

第3項では、市長等は、議員の質問に対して論点や争点を明確にするため反問することができることを定めています。平成26年第1回定例会から、一般質問において、議員の質問の主旨を確認するために反問ができるようになっていました。

第10条 議会は、市長等が提案する政策等について必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

【解説】

本条は、市長等には、政策等の理解が深まり、内容のある議論が行われるよう、必要な情報を常に明らかにするよう努めることを求めています。

具体的には、意思決定や執行を前提とした事業の中で、特に全員協議会等において市長が提案する重要な政策等を審議する過程において、論点を明確にし、政策の水準を高めるため必要と認めるときは、概ね次に挙げるような項目について明らかにするよう努めることを定めています。

- (1) 提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 市民参画及び協働の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

第5章 議会機能の強化

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

大船渡市議会基本条例

【解説】

地方自治法第96条第1項では、議会で最低限議決しなければならない事項を規定していますが、本条は、それら以外に重要なものは条例により決めることができると規定しています。議事機関としての機能強化のため議決事件の拡大を図ることで、提案する市長等とともに議会も市政の基本構想等について責任を分担しようとするものです。

市議会では、この議決すべき事件等について、大船渡市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年大船渡市条例第32号）で定めています。

（議会機能の強化）

第12条 議会は、政策の立案及び提言に関する機能が十分発揮できるよう効率的な運営に努めるとともに議会機能の強化を図るものとする。

2 議会は、議員相互の自由な討議を尽くして合意形成を図り、共通認識を深めるため必要に応じて協議の場を開催するものとする。

3 議会は、必要に応じて他の自治体の議会と政策及び政策運営について意見の交換を行い、交流及び連携を図るものとする。

4 市政の課題に関する調査のため必要があるときは、知識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

【解説】

本条は、議会機能の強化を図るための取組方針を示しています。

第1項では、市政課題の解決を図るため、政策を自ら構想しその実現のために必要な仕組みに関する条例案を議会に提案したり、議案の修正や決議等を行うほか、必要と思われる政策等を本会議での質問を通して、あるいは委員会の活動を通じて市長等に対して提案できるよう、議会機能の強化を図ることを定めています。

第2項では、議員間の自由な討議を通じて、市政課題や議会運営についての共通認識を深め、必要に応じて、政策立案や政策提言等への合意形成を図るよう努めることを定めています。

第3項では、他の自治体議会との交流を通じて政策や行政運営にかかる意見交換を積極的に行い、その成果を市政に反映させるとともに、広域におよぶ課題については連携しながら解決方法を探るよう努めるとしてしています。

第4項では、市政の課題に関する調査のため必要があるときは、政策形成に反映させるため、地方自治法第100条の2に基づき、議会が知識経験者等で構成する調査機

関を設置することができるとしています。

[参考] 地方自治法第 100 条の 2

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(委員会の活動)

第 13 条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査・調査するとともに、委員会を適切に設置し、活用するものとする。

2 委員会は、市政課題の所管事務調査を実施し、政策立案・政策提言に結びつくよう努め、委員長は、必要に応じて各委員会間の調整を図るものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、又は市政課題に対応するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。

4 委員会の運営等は、別に条例で定める。

【解説】

本条は、委員会における活動の充実について定めています。

第 1 項では、議案やその他の重要な政策等について審査・調査するために、常任委員会や議会運営委員会、特別委員会、任意の委員会を適切に活用することとしています。

第 2 項では、市政課題の所管事務調査においては、市民との懇談や委員以外の外部の意見も参考とし、政策立案や政策提言に結びつくよう努めることとしています。また、委員長は市政課題への対応や意見等に効果的に対応するため、必要に応じて各委員会間の調整・協議を行うものとしします。

第 3 項では、委員会と市民や各種団体との意見交換を積極的に行うこととしています。

大船渡市議会では、震災後の復興期間に災害復興対策特別委員会の活動において、計画・調査・提言・検証といった政策形成サイクルの実現を図ることができました。今後の市政課題に対しても、このようなプロセスを経て合意形成に努め、政策形成に結び付けていきます。

委員会の運営等については、大船渡市議会委員会条例（平成 3 年大船渡市条例第 19 号）で定めています。

大船渡市議会基本条例

(議員研修の充実)

第 14 条 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力向上のため、積極的に議員研修の充実強化を図るものとする。

【解説】

本条は、議会が議員の政策形成能力向上のために積極的に研修会等を行うことを規定しています。具体的には、委員会等が調査・研究した内容において共通認識をもつ必要がある場合や専門的な知見を有する講師を招いての研修会を開催するよう努めます。

(政務活動費)

第 15 条 議員は、大船渡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年大船渡市条例第 3 号）に基づき交付された政務活動費について、調査研究その他の活動に資するため適切に執行するとともに、透明性の確保に努めるものとする。

【解説】

本条は、会派及び議員は、市政を監視する役割を果たすため市政に関する調査を行うとともに、政策に関する研究等を行うため、政務活動費を適切かつ有効に活用することを定めています。

政務活動費の使い方については、収支報告書や領収書等の整理を義務づけ適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めます。



「使途の透明性の確保に努める」とは、議会として執行された政務活動費の収支報告書等を公開することを意味します。これまでも、市情報公開条例に基づく開示請求に応じて個別に公開してきましたが、平成 28 年 7 月の会派代表者会、10 月の月例報告会において、平成 28 年度の執行分から、会派並びに会派に属さない議員の政務活動費の科目別一覧を、市議会ホームページで公表することを確認しました（ホームページ掲載は平成 29 年度から）。

また、政務活動費を活用した視察・研修等の報告書のホームページ掲載についても併せて確認し、平成 28 年度から随時、ホームページに掲載しています。

大船渡市議会基本条例

(議会広報)

第 16 条 議会は、広報紙を発行し、その内容の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

本条は、議会広報の充実について定めています。

市議会では現在、市議会だよりの発行、ホームページの開設、インターネットによる本会議中継により情報発信を行っています。

広報紙においては、議会活動を市民により理解していただけるよう、本会議や委員会、市政調査会などの内容を積極的に掲載しているほか、常に紙面の充実・向上に努めており、より見やすい紙面づくりに取り組んでいます。また、ホームページについても充実を図るとともに、本会議、並びに、予算特別委員会及び決算特別委員会のインターネット配信を行う等、アクセスしやすい議会を目指しています。

第 6 章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第 17 条 議員は、市民の代表として倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、議員が市民の代表者として高いモラルを維持し行動する責務を定めています。

(議員定数及び議員報酬)

第 18 条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員は、議員定数又は議員報酬を改正するときは、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たす役割を考慮するよう努めるものとする。

【解説】

大船渡市議会の議員定数は、大船渡市議会議員定数条例（平成 23 年大船渡市条例第 17 号）により 20 名と規定されています。

また、議員報酬は、本会議や委員会への出席など議員活動への対価として議員に支

大船渡市議会基本条例

給されるもので、大船渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 32 年大船渡市条例第 25 号）により規定されています。

本条第 2 項では、議員定数や議員報酬の改正については、経費の問題や他市との比較だけではなく、地方自治法や本条例に規定する議員の活動実態に合わせ、その機能を損なうことがないよう考慮することとしています。

第 7 章 危機管理

（危機管理）

第 19 条 議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、市長等と連携するものとする。

（災害時の対応）

第 20 条 議長は、災害が発生した場合、大船渡市議会災害対策会議を設置することができる。

2 議会は、市長等と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有、連携、相談等を行うものとする。

3 議会は、災害等の状況等を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うものとする。

【解説】

本章は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓から、議会の災害発生時の対応について基本的なあり方を定めています。

大船渡市議会では、平成 25 年に「災害対応指針」、「災害対策会議設置要綱」、「災害時行動マニュアル」を定めており、災害が発生した場合にはこれらに沿って市の災害対策本部と緊密な連携を図るとともに、各地区において情報の把握を行い、議会として速やかに対応します。

第 8 章 議会事務局の充実

（議会事務局の体制整備）

第 21 条 議会は、議員の政策形成、政策立案等を補助する組織としての議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るものとする。

大船渡市議会基本条例

【解説】

議会の政策形成機能の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるためには、その活動を補佐する議会事務局の役割は大きくなっています。本条は、議会事務局も調査や政策法務等の機能の充実を図り、体制を強化することが必要であるとしています。

(議会図書室)

第 22 条 議会は、法第 100 条第 19 項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

2 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

議会図書室は、議員の市政に関する調査研究を補完するための資料を所蔵しています。本条は、より効果的に議員の調査研究を支援し、政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるよう定めています。

第 9 章 継続的な評価及び検討

第 23 条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において継続的に評価及び検討するものとする。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

【解説】

本条は、本条例の目的が達成されているか否かの検証を義務付け、必要に応じて改正することを規定しています。